

忘れ物・落とし物について

クリニック施設内・敷地内で拾得した忘れ物・落とし物は、当院で一定期間（概ね 3 ヶ月）保管しますが、持ち主が現れなかった場合は処分させていただきます。

ただし、長期保管の困難なもの（衛生上の問題があるもの等）に関しましては、速やかに処分いたします。

また、貴重品類は保管期間に関わらず警察署に届け出ることがあります。

忘れ物・落とし物に心当たりがある方はお早めにお申し出ください。